

# 第 15 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 6 年 8 月 26 日					
開 催 場 所	行 田 市 産 業 文 化 会 館 2A 会 議 室					
開 議 時 刻	9 時 00 分					
閉 議 時 刻	10 時 02 分					
会 長	藤 間 光 治		会 長 代 理	中 村 賢 一・伊 東 普 丈		
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要	議席 番号	氏 名	摘 要
	1	藤 間 光 治	出○席 欠席	9	新 井 健 一	出○席 欠席
	2	中 村 賢 一	出○席 欠席	10	関 口 浩 幸	出○席 欠席
	3	寺 田 浩 市	出○席 欠席	11	伊 東 普 丈	出○席 欠席
	4	赤 羽 修 一	出○席 欠席	12	田 口 隆 一	出○席 欠席
	5	高 澤 克 芳	出○席 欠席	13	宮 崎 薫	出○席 欠席
	6	川 島 悦 男	出○席 欠席			
	7	太 田 実	出○席 欠席			
8	間 々 田 英 治	出○席 欠席				

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①			⑪	中村彰男	出○席 欠席
	②			⑫	堀口晴義	出○席 欠席
	③			⑬		
	④	浜山陽子	出席 欠○席	⑭	宇田川はる江	出○席 欠席
	⑤			⑮	江川直一	出○席 欠席
	⑥	小林勝	出○席 欠席	⑯	寺田正彦	出○席 欠席
	⑦			⑰		
	⑧			⑱	荻原増夫	出○席 欠席
	⑨			⑲		
⑩			⑳	木村民夫	出○席 欠席	
関係者				書記	局長	小林誠
					次長	広田敦史
					主事	高澤茉鈴

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局長 会長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p>	<p>開会宣告（9：00）</p> <p>あいさつ</p> <p>農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）</p> <p>議事録署名人の選出についてですが、赤羽委員、川島委員兩名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、3件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、南河原〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、南河原〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する南河原字中新田〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：田、48㎡について、耕作をし易くするため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>譲受人は現在申請地に隣接する北側の農地を耕作しておりますが、一体的に利用し、南側道路から出入り出来るように購入するものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。南河原支所の南西に位置する南河原地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に進行番号2でございますが、利田〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが、利田〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する利田字内郷通〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、368㎡について、自家消費分の野菜を作付けするため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の2ページ、中程をご覧ください。正福寺の北西に位置する利田地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に進行番号3でございますが、野〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する利田字内郷通〇〇〇〇番、地目：畑、647㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の2ページ、右下をご覧ください。正福寺の北に位置する利田地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調</p>
--	---	--

<p>『議案第2号』 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請書に対する審議について</p>	<p>議長</p>	<p>查しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。 以上、説明とさせていただきます。 事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>議長</p>	<p>(なし) ご意見、ご質問がないようですので、議案第1号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
	<p>議長</p>	<p>(全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第1号は承認することといたします。 次に、『議案第2号』農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請書に対する審議について、を議題といたします。</p>
	<p>事務局次長</p>	<p>事務局より説明をいたさせます。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページ下段をお願いいたします。議案第2号は、2件となっております。 進行番号1でございますが、平成27年2月20日付けで住宅敷地として許可を取得した譲受人が、所有権移転と造成工事までは完了しましたが、その後、資金調達が困難となったため、建築できずにそのままになっていた土地を別の方が事業を承継しようとするものでございます。 場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。ものづくり大学の西に位置する前谷地内の集落内農地でございます。 なお、変更後の許可申請につきましては、この後、議案第3号でご審議頂く予定となっております。 次のページをお願いいたします。 進行番号2でございますが、さいたま市中央区新都心〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが、真名板〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんがそれぞれ所有する真名板字中宮〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、509㎡外13筆、計8,314.91㎡について、賃貸借により駐車場敷地にしたいとして令和5年11月29日付けで許可を取得しましたが、今回造成計画の変更をしようとするものでございます。 こちらの案件につきましては、以前に許可時の計画にない盛土を無許可でしたとして、委員の皆様にも情報提供をさせていただきましたが、その是正として今回造成計画を変更するものでございます。 内容につきましては、許可時の地盤高では梅雨時など軟弱地盤で車両のタイヤが埋まってしまうため、盛</p>

<p>『議案第3号』 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長 中村委員 事務局次長 議長 議長 議長 事務局次長</p>	<p>土をし、その上を砕石敷にして道路側溝から50cm高くするものでございます。 場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。県道鴻巣羽生線の東側に接する真名板地内の集落内農地でございます。 以上で、議案第2号の説明を終わりますが、事務局といたしましては、いずれも承認相当として、ご提案申し上げます。 以上、説明とさせていただきます。 事務局から議案第2号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。 進行番号2ですが、現状回復はしてあるのですか。 一度、農地部分の土は削って現状回復はしましたが、削った土は宅地部分に置いてあります。今回の計画変更によりその土でもう一度盛土をすることになります。 他にございますか。 (なし) ご意見、ご質問がないようですので議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 (全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。 次に、『議案第3号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の3ページをお願いいたします。議案第3号は、9件となっております。 進行番号1でございますが、先程議案第2号で計画変更の承認をいただいた案件の転用申請でございます。 鴻巣市宮前〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが、深谷市国済寺〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが所有する前谷字下屋敷〇〇〇〇番、地目：田、466㎡について、売買により住宅1棟 116.76㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は現在、鴻巣市内の持ち家で家族と共に生活しておりますが、老後のことを考えて平屋建ての住宅を建築しようと土地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。現在住んでいる住宅は、既に不動産業者と専任媒介契約を締結し、処分する予定であり、また、申</p>
---	---	--

請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。ものつくり大学の西に位置する前谷地内の集落内農地でございます。

次に進行番号2でございますが、清水町〇〇〇〇番地〇〇〇〇-〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、若小玉〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する若小玉字六本木〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、323㎡について、売買により住宅1棟、55.63㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長とともに手狭になってきたことから将来のことを考え住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。太田小学校の北に位置する若小玉地内の集落内農地でございます。

なお、路地状部分は水道を引き込むための用地でございます。

次に進行番号3でございますが、熊谷市妻沼中央〇〇〇〇番地〇〇〇〇-〇〇〇〇棟〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、下須戸〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する下須戸字広島〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、337㎡について、売買により住宅1棟、59.68㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、熊谷市内の借家で家族と共に生活しておりますが、家族の将来の事を考え専用住宅への転居を考えていたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。星川と県道上新郷埼玉線に挟まれた下須戸地内の集落内農地でございます。

次に進行番号4でございますが、群馬県高崎市片岡町〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号-〇〇〇〇棟〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、義理の父である斎条〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが所有する斎条字両半〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、404㎡について、使用貸借により住宅1棟、117.58㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、群馬県高崎市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長を考えると手狭であり、また、以前から持ち家を持ちたいと考えていたこともあり、通勤できる範囲で建築可能な土地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接

する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。市営斎条住宅の北西に位置する斎条地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号5でございますが、鴻巣市筑波〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号ー〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、父親である野〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する野字谷端〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、499㎡について、使用貸借により住宅1棟、144.67㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、鴻巣市内の借家に夫婦で生活しておりますが、部屋数が少なく、また、独立した住居を構えたいと兼ねがね考えていたこともあり、親に相談したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。国道17号バイパスと県道行田蓮田線に挟まれた野地内の集落内農地でございます。

次に進行番号6でございますが、持田〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、長野〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが所有する小見字観音前通〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：田、896㎡について、売買により分譲住宅2棟、計119.24㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、市内に本社を置き、不動産事業を営んでおりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。行田幼稚園の北に位置する小見地内の集落内農地でございます。

次のページをお願いいたします。

進行番号7でございますが、斎条〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、個人で所有している斎条字新田〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、570㎡について、使用貸借により駐車場及び資材置場の敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、近隣で建設業を営んでおり、申請地の隣接地を駐車場兼資材置場として利用しておりますが、申請地も農地法の手続きを取らずに一体的に利用しておりました。利用していたのは平成23年頃からで先代の頃とのことではありますが、今回、納税証明書から地目変更をしていないのが分かり手続きについて相談

	<p>関口委員</p> <p>議長</p>	<p>があったものでございます。申請者本人は知らなかったこととはいえ、深く反省しており、既に現地は簡易な建築物や砂利を撤去するなど是正済となっております。また、申請地は集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。カントリーエレベーターの南西に位置する齋条地内の集落に接する農地でございます。</p> <p>次の進行番号8と9は、大阪市中央区道修町〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、久喜市本町〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する農地を太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>進行番号8は、真名板字中宮〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、942㎡外1筆、計1,034㎡について、進行番号9は、真名板字中宮〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、595㎡について、それぞれ売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。</p> <p>進行番号8の事業計画は、太陽光パネルを計160枚設置し、発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が9万8,843kwh、進行番号9の事業計画は、太陽光パネルを計114枚設置し、発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が6万7,507kwhであり、それぞれ設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。</p> <p>事業計画を精査したところ、いずれも実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の11ページをお願いします。進行番号8が上の斜線部分、進行番号9が下の斜線部分になります。どちらも県道鴻巣羽生線の東に位置する真名板地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わりますが、去る8月20日、現地調査をしていただいておりますので、関口委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る8月20日、私と新井委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第3号についての説明及び関口委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
--	-----------------------	---

<p>『議案第4号』 農用地利用集積等促進計画（案）について</p>	<p>議長</p>	<p>（なし） ご意見、ご質問がないようですので議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
	<p>議長</p>	<p>（全員挙手） 挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。 次に、『議案第4号』農用地利用集積等促進計画（案）について、を議題といたします。 なお、この案件は、委員自らが関係する案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限が適用されますので、新井委員には一時退席をお願いいたします。</p>
	<p>議長 事務局次長</p>	<p>（新井委員 一時退席） 事務局より説明をいたさせます。 議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）について」ご説明申し上げます。 議案書の4ページをお願いいたします。 本計画は、農地の貸借権の設定について、農地中間管理機構から借り受け希望者へ貸し付けるにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、市農政課より意見照会があり、当委員会の意見を求められているものでございます。 個々の案件につきましては、別紙「議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）について」のとおりでございますが、件数が多いため、後ほどご確認いただき、13ページの「農用地利用集積計画集計表」及び14ページから16ページの「農用地利用集積等促進計画（案）集計表」によりご説明させていただきます。 初めに13ページの「農用地利用集積計画集計表」をご覧ください。 まず、申し出のあった総件数は、13ページの一番右下、206件で面積の合計は、18万2,437㎡となっております。 次に、設定期間ごとにご説明いたします。1番上の表の期間設定が1年から4年の短期設定につきましては、賃貸借権の新規設定のみで、6件、5,290㎡でございます。 2番目の表の5年から8年までの中期設定につきましても、賃貸借権の新規設定のみで、10件、1万155㎡でございます。3番目の表の9年以上の長期設定につきましては、賃貸借権が新規のみで184件、16万356㎡、使用貸借権も新規のみで6件、6,636㎡でございます。4番目の表の合計として、新規206件、18万2,437㎡でございます。 次に14ページの「農用地利用集積等促進計画（案）集計表」をご覧ください。表の番号1～34、行田市関根〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さん 外18名及び4法人より、農地中間管理機構から農地を借り受けたい</p>

報告事項		<p>として申し出があったものでございます。</p> <p>続きまして、16ページをご覧ください。借り受け希望者へ貸付を行う総筆数は、表の一番右下、206筆、面積の合計は、18万2,437㎡となっております。内訳としましては、賃貸借200筆、面積17万5,801㎡、使用貸借6筆、面積6,636㎡でございます。</p> <p>以上で、議案第4号の説明を終わりますが、事務局といたしましては、いずれも承認相当として、ご提案申し上げます。</p>
	議長	<p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から、議案第4号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p>
	議長	<p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第4号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
	議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって、議案第4号は承認することといたします。退席した委員の入室を認めます。</p>
	議長	<p>(新井委員 入室)</p> <p>新井委員に申し上げます。議案第4号は原案のとおり承認されました。</p>
	主事	<p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。(1)につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は、届出の手続きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、4件の届出があり、転用目的は、分譲住宅、塵芥集積所、倉庫 でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>(2)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。本件は、1件の届出があり、利用権等の農地の貸し借りを解約した場合に、農業委員会に対し通知するものでございます。合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しく願いいたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力に</p>

<p>6 その他</p>	<p>事務局長 主事</p>	<p>よりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。 ありがとうございました。</p> <p>つづきまして、その他でございますが、事務局及び農政課より説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度農地利用最適化活動活性化研修会当日の駐車場案内について</li> <li>・農地パトロールについて</li> </ul>
<p>7 閉会</p>	<p>農政課主任 農政課主査</p> <p>農政課長 事務局長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度農業用支線用排水路浚渫事業に伴う申請書の取りまとめについて</li> <li>・自然災害の発生に伴う農業被害確認のご協力について</li> <li>・カメムシの防除について</li> <li>・ジャンボタニシによる水稻被害について</li> </ul> <p>以上をもちまして、第15回農業委員会を終了いたします。 本日は、ありがとうございました。 (10:02)</p>